

## 平成 26 年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

### 1. 調達改善の取組内容

- (1) 調達する財・サービスの質を確保するための検討  
問題点の抽出のため、入札説明会に参加した者のうち、入札に参加しなかった者にアンケートを実施することを決定した。
- (2) より適切な調達実施のための省内ルールの徹底  
仕様書等の記載及び十分な準備期間をもって調達を行うなどの省内ルールの徹底について、決裁の過程などで適切に指導した。
- (3) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し
  - ・事務用消耗品等の購入  
平成 25 年度は 204 品目であった対象品目を、平成 26 年度上半期においては 205 品目とした。
  - ・役務  
平成 26 年度は、平成 25 年度に引き続き、3 件（配送業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務）の共同調達を行った。
- (4) 競争性のない随意契約の適切性の確保  
契約委員会で事前審査したうち、2 件について、企画競争から総合評価落札方式に移行させた。  
また、平成 25 年度に随意契約であった案件で、平成 26 年度に一般競争（総合評価方式含む）に移行させた案件が 4 件あり、適切性の確保がより図られた。
- (5) 一者応札となっている契約の見直し  
本省では、平成 25 年度一者応札であった案件で、平成 26 年度に複数者が入札に参加した案件が 23 件あった。
- (6) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組  
出張旅費の効率化のため、国内出張におけるパック商品やチケットの手配等に係る業務について企画競争方式により発注し、パック商品が販売されている場合は原則利用することにより経費の削減を図った。また、人事評価への反映や身近なコストに関する職員への周知により、身近な行政コストの削減の努力を行った。

### 2. 調達の推進体制等

- (1) 実務担当者を中心とする調達改善推進チームを設置し、調達に係る改善方策等について検討を行った。
- (2) 外部有識者からの意見聴取のため、平成 26 年 7 月 15 日に入札監視委員会を開催し、平成 25 年度における工事等の契約について審査を受けた。また、同年 9 月 30 日に物品・役務等に係る契約監視等委員会を開催し、公益法人向け支出について審査を受けた他、平成 25 年度における物品・役務等に係る契約全般を対象とした審査を受けた。

平成26年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果  
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年12月19日  
環境省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
<b>調達する財・サービスの質を確保するための検討</b> 環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会(以下「第三者委員会」という。))における意見を踏まえ、調達する財・サービスの質を確保するため、調達状況の分析、問題点の抽出及び整理を行い、新たな仕組みの検討に着手する。	○	第三者委員会からは、適切な契約方式の選択は、業務の質を確保する上で重要であり、一者応札が多い状況は、好ましくないとの意見があるため、調達状況の分析に着手した。 問題点の抽出のため、入札説明会に参加した者のうち、入札に参加しなかった者にアンケートを実施することを決定した。	アンケートを作成した。	○	アンケートの対象者以外の者の意見を集められない。	アンケートが適切に実施されるよう省内の理解を深め協力体制を整える。
<b>より適切な調達実施のための省内ルールの徹底</b> 調達する財・サービスがより適切なものとなるよう、契約方式の選定を慎重に行い、競争性のない随意契約(少額随意契約除く)を執る場合は、環境省内に設置する契約委員会に諮り多様な目線でチェックする。また、仕様書等は、仕様及び数量を可能な限り詳しく明示するなど受注者が具体的なイメージをもって、企画書及び提案書の作成並びに経費の見積が行えるよう作成し、十分な準備期間をもって調達を行うなど、省内ルールの徹底を行う。	○	契約方式を競争性のない随意契約等にする場合は、契約委員会に諮ることになっており、契約委員会の中で慎重に審査した。仕様書等の記載及び十分な準備期間をもって調達を行うなどの省内ルールの徹底については、決裁の過程などで適切に指導させた。	本省では、平成25年度に一者応札であった案件で、平成26年度に複数者が入札に参加した案件が23件あった。	○	発注に際しての初動の遅れなど、事業担当者への省内ルールの徹底が、不十分な場合が見られた。	スケジュール感を持って作業を進めるなど、事業担当者にも徹底されるように指導する。
<b>事務用消耗品等の購入</b> 共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。(他省庁、外局等)		平成25年度は204品目であった対象品目を、平成26年度上半期においては205品目とした。	追加した2品目のうち、平成25年度に当省において購入実績のあった1品目について、単価ベースで前年度比約32%の縮減で調達できることとなった。また、調達事務の効率化を図ることができた。	○	共同調達に適切な品目は取り組み済みであり、新たに品目を増やすことは難しい。	引き続き実施する。
<b>新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し</b> 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。		本省において購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を行った。	精査した結果、前年度同を維持できた。	○	今までの取り組みで、調達数量の適正化は為されており、部数や金額での判断は難しい。毎年度調達の度に購入部数を精査する必要がある。	引き続き実施する。
<b>役務</b> 共同調達を継続して実施する。(他省庁、外局等)		平成26年度は、平成25年度に引き続き、3件(配送業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務)の共同調達を行った。	クリッピング業務については、入札不調のため共同調達を行うことができなかったが、それ以外は前年度までの効果を維持することができた。	○	共同調達に適切な品目は取り組み済みであり、新たに品目を増やすことは難しい。	引き続き実施する。
<b>競争性のない随意契約の適切性の確保</b> 全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分か(業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか)等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性を有する契約方式に移行することとする。 また、契約過程や契約内容の妥当性について、外部有識者で構成される第三者委員会において事後審査を行うこととする。		少額随意契約を除くすべての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した。 また、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行った。	契約委員会で事前審査したうち、2件について、企画競争から総合評価落札方式に移行させた。 また、平成25年度に随意契約であった案件で、平成26年度に一般競争(総合評価方式含む)に移行させた案件が4件あり、適切性の確保がより図られた。	○	契約案件担当以外の視点での審査は、随時行っていくことが必要。	引き続き、契約委員会での個別の事前審査を進めるとともに、第三者委員会において事後審査を行う。
<b>一者応札となっている契約の見直し</b> 競争性を有する契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成25年2月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方針について」等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。		以下について、取り組みを実施し、実質的な競争性の確保に努めた。	本省では、平成25年度に一者応札であった案件で、平成26年度に複数者が入札に参加した案件が23件あった。	○	事業内容の特殊・専門性が高く、市場規模が狭いことから、直ちに改善できない面もあるが、得られる業務の成果の質を落とさない範囲で、取り組む必要がある。	引き続き実施する。
①公告期間等の徹底 最低価格落札方式による一般競争入札(以下「一般競争入札」という。))については、公告を入札の前日(入札説明会を行う場合は入札説明会の前日)から起算して必ず10日以上前に行う(予算決算及び会計令第74条)。 総合評価落札方式による一般競争入札(以下「総合評価入札」という。))における提案書及び企画競争方式(以下「企画競争」という。))における企画書(以下「提案書等」という。))の提出期日については、公告等(入札の公告及び企画競争の公示をいう。以下同じ。))の日から起算して原則20日以上を確保する。また、入札説明会から提案書等の提出期日までの期間は極力10日以上を確保する。	○	公告期間については、予決令に定めている、入札の前日から起算して10日以上を、総合評価入札及び企画競争方式の提案書等の提出期日については、公告等の日から起算して20日以上を確保するよう徹底した。 また、入札説明会から提案書等の提出期日を極力10日以上確保することに努めた。				

<p>②競争参加資格要件の緩和 業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。</p>	<p>総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格といった要件を原則設けないこととしているが、引き続き厳格に適用した。 最低価格落札方式による入札については、必要により競争参加資格を設定するに際しては、(ア)あくまで業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする(入札・企画競争に参加する事業者を複数確保できるものとする)、(イ)誰もが客観的に判断することができる要件とすること、(ウ)事業者において証明資料が容易に用意できる内容とすること、とする取扱いを引き続き厳格に適用した。</p>			
<p>③入札公告、入札説明書等のホームページへの掲載 入札公告等は、環境省ホームページへ掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。 行政事務の遂行に著しく支障となる等により入札説明書を掲載できない場合は、入札公告等には業務概要を付し、入札説明書の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。</p>	<p>本省、外局、施設等機関、地方支分部局を含めて、入札公告等入札説明書等をホームページへも掲載して広く参加者を募ったことで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにした。</p>			
<p>④準備期間の確保 契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるように留意して受注者の決定時期を設定する。</p>	<p>契約締結から業務開始までの期間を十分確保できるよう指導した。</p>			
<p>⑤配点の設定 総合評価入札や企画競争においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。</p>	<p>過去の当該業務又は同種類似業務の実績は、提案された方法等で実施する事業者であるか等の判断に資するものであって、事業者を選定するための主たる要素ではないことから、配点の大半を占めることのないよう、やむを得ない場合を除き、事業者及び業務に従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は総得点の10分の3以内となるように設定した。</p>			
<p>⑥提案書等の分量の適正化 新規の事業者であっても積極的に競争に参加できるように、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。</p>	<p>提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目毎にページ数を指定する等設定し、過度の負担を課すことにならないよう努めた。</p>			
<p>⑦仕様の明確化 入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる人員や資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はできる限り詳細に記載する。</p>	<p>事業者において適正な入札価格を算出しやすくするため、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化することを徹底した。 また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献・報告書等を明示した。</p>			
<p>⑧報告書等の積極的な開示 過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等を把握できるようにする。</p>	<p>前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、仕様書において、前年度の成果報告書等が閲覧できること及び閲覧場所を明示することを徹底した。</p>			
<p><b>出張旅費の効率化</b> 割引やバック商品等を積極的に活用する。</p>	<p>本省の国内出張に係るバック商品の利用のため、バック商品やチケットの手配等に係る業務について企画競争方式により発注した。 また、バック利用における手続に係るマニュアルを整備し、省内に通知した。</p>	<p>バック商品が販売されている旅程については、原則利用することとしたことにより、各出張に係る経費の節減が図られた。 また、キャンセル料が発生した場合の対応等を含めたマニュアルを整備することにより、職員が積極的にバック商品を利用できる状況を構築できた。</p>	○	<p>バック利用の場合、旅行内容に変更が生じた際にキャンセル料が発生する可能性が高まるため、バックを利用するか否かで十分な事前検討が必要。</p> <p>バック商品を利用するか否かを慎重に判断しつつ、引き続き国内出張においてバック商品の利用を推進する。</p>
<p><b>クレジットカード決済の試行</b> 公共料金の支払い等においてクレジットカード決済の活用について引き続き検討する。</p>	<p>本省においては、平成25年度より厚生労働省取りまとめにより、水道料金のクレジットカード決済による支払いに移行した。</p>	-	○	<p>民間買貨物件では、貸主の都合により買料と光熱水費とを分けて請求できない場合があるなど、クレジットカード決済の導入が難しい場合がある。</p> <p>クレジットカード決済方式の導入に伴う事務量の増減等を踏まえて、引き続き導入について検討する。</p>
<p><b>人事評価への反映</b> 行政コスト削減に関する評価項目を人事評価に追加する。</p>	<p>本省課室長クラスの者については、コスト意識をもって業務を進めることを評価の一項目として設定している。</p>	<p>本省課室長クラスの者が、コストに対する意識を有して指揮命令を行うことにより、課室全体の行政コストの削減に繋がる。</p>	○	<p>よりコスト面について意識させる周知の方法について、検討が必要。</p> <p>引き続き人事評価への反映を実施しつつ、コスト面について意識させる周知の方法について、検討する。</p>
<p><b>最近な行政コストに関する職員への周知</b> 身近な行政コスト(カラーコピーとモノクロコピーの1枚当たりの費用の対比、時間当たりの照明使用による電気料等)を省内に掲示する等して、職員に対する周知を行い、無駄なコストの発生防止を図る。</p>	<p>コピー用紙の使用状況について、前年度と対比した表にまとめ、定期的に職員に周知している。</p>	<p>各職員に対し、使用状況の周知等を行うことで、無駄な使用の抑制に繋がった。</p>	○	<p>よりコスト面について意識させる周知の方法について、検討が必要。</p> <p>前年度と比し、使用量を削減することを目標として、引き続き取組を実施する。</p>

<b>実施状況の把握及び自己評価の実施</b> 上半期終了後及び年度終了後に実施状況を取りまとめ、自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。	本自己評価結果のとおり。	-	○	-	計画の進捗状況等を把握した上で、計画の推進を図る。
<b>推進体制の整備</b> 本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。	大臣官房会計課及び各部局の職員により構成する調達改善推進チームを設置した。	各部局の契約の進捗状況の管理等を行っている他、調達に係る改善方策等についての検討を進めた。	○	-	引き続き実施する。
<b>外部有識者の活用</b> 調達改善計画の策定や自己評価の実施等にあたっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の森島昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。 なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。	本省及び地方支分部局における契約案件について、外部委員により構成される。以下の委員会において審査を受けた。 入札監視委員会を平成26年7月15日に開催し、平成25年度における工事等の契約(299件:250,040百万円)について審査を受けた。 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会を平成26年9月30日に開催し、公益法人向け支出及び平成25年度における物品・役務等に係る契約全般(2,392件:98,199百万円)を対象として審査を受けた。	入札監視委員会及び物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会から、特段の意見の具申、勧告はなかった。 入札監視委員会では、一者応札になっている案件について、競争性を高める取組について、引き続き審議を行っていくこととコメントがあった。 一方、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会では、競争性を高める取組は引き続き行うと共に、安易に競争性のある入札にして、結果的に一者応札になっている案件等について、今後検討していくようコメントがあった。	○	-	現状の分析などについては、引き続き対応していく。

### 外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称： 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森島昭夫先生からの意見聴取

開催日時： 平成26年12月10日 11:00～12:20

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ これまでの契約方式の適正化の取組により、調達競争性や透明性は高まったと言えるが、一方で、競争に付しているものの一者応札が継続している事例がある。このような事例について、条件等により複数応札が可能となる工夫はあるのか等の分析を進める必要がある。	○ 一者応札の契約案件について、応札しなかった理由を確認するアンケートを実施し、問題点の抽出及び分析を行う。

### 外部有識者からの意見聴取の実施状況(案)

会議等名称: 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生からの意見聴取

開催日時: 平成26年12月17日 14:00~14:30

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 業務の特殊性等の理由で価格競争に付すことが困難な事案、或いは価格競争に付しても特定の者しか応札できない案件については、他省庁の動向を見ながら公平(公正)性を担保しつつ適切な契約方式で行うための検討が必要。</p>	<p>○ 業務の特殊性や、特定の者しか応札できないような案件については、公平(公正)性を担保する調達手続について検討を行う。</p>